随意契約に係る情報の公表(工事の請負契約)(令和7年8月分)

	その契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	法人番号	随意契約によることとした根 拠条文及び理由(企画競争 又は公募)	予定価格 (単位:円)	契約金額 (単位:円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			
契約責任者の氏名並びにそ の所属する機関名及び住所									公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札•応 募者数	備考
独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 有田 久男 滋賀県彦根市東沼波町1157- I	令和7年8月25日	補荒木テクニカル 滋賀県大津市下阪本6−42−21	9160002004504	独立行政法人国立印刷局会 計規則第18条第5項 独立行政法人国立印刷局購 買等契約細則第22条第5項 第5号	4,708,000	4,620,000	98.1%	無	-	-	1	不調随契
独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 鈴木 康晴 東京都港区虎ノ門2-2-3	令和7年8月29日	傑野地電機 神奈川県南足柄市関本99-1	4021001033900	独立行政法人国立印刷局会 計規則第18条第5項 独立行政法人国立印刷局購 買等契約細則第22条第5項 第5号	167,699,400	167,200,000	99.7%	無	-	-	-	不調随契
	の所属する機関名及び住所 独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 有田 久男 滋賀県彦根市東沼波町1157-1 1 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 鈴木 康晴	の所属する機関名及び住所 独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 有田 久男 滋賀県彦根市東沼波町1157- 1 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 鈴木 康晴 令和7年8月29日	の所属する機関名及び住所 独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 有田 久男 滋賀県彦根市東沼波町1157- 1 独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 鈴木 康晴 令和7年8月29日 機野地電機		契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 拠条文及び理由(企画競争 文は公募) 独立行政法人国立印刷局	契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 拠条文及び理由(企画競争	契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 拠条文及び理由(企画競争	契約を締結した日 契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 拠条文及び理由(企画競争	契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 接人番号 拠条文及び理由(企画競争	契約責任者の氏名並びにその所属する機関名及び住所 契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 随意契約によることとした根 拠条文及び理由(企画競争 子定価格 (単位:円)	契約責任者の氏名並びにその所属する機関名及び住所 契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 随意契約によることとした根 投入文及び理由(企画競争 予定価格 (単位:円) 対象を締結した日 契約金額 (単位:円) 本立行政法人国立印刷局会 計規則第18条第5項 独立行政法人国立印刷局房 資等契約細則第22条第5項 本立行政法人国立印刷局会 指数可以法人国立印刷局会 指数可以法人国立印刷局 本立行政法人国立印刷局 本立行政法人国立印刷局会 計規則第18条第5項 本立行政法人国立印刷局会 非規則第18条第5項 本立行政法人国立印刷局会 非規則第18条第5項 本立行政法人国立印刷局会 非規則第18条第5項 本立行政法人国立印刷局会 非規則第18条第5項 本立行政法人国立印刷局 本立行政法人国立印刷局会 非規則第12条第5項 本立行政法人国立印刷局 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立行政法人国立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立印刷 本立印刷 本立印刷 本立行政法人国立印刷 本立印刷 本立和 本立和	契約責任者の氏名並びにその所属する機関名及び住所 契約を締結した日 契約の相手方の氏名及び住所 法人番号 随意契約によることとした根 拠条文及び理由(企画競争 又は公募) 予定価格 (単位:円) 零札率 再就職の 役員の数 公益法人 都道府県 所管の区 分 公益法人 部道府県 所管の区 分 公益法人 1 国所管、

※「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)」及び「独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開」に基づき公表するものである。